

第 1 回

(仮称) 福祉のまちづくり条例 施設整備基準検討部会

議 事 録

日 時：2026年2月5日（木）午前10時00分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（菅野企画調整担当課長） 定刻となりましたので、ただいまから第1回（仮称）福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会を開催させていただきます。

私は、冒頭の司会を務めさせていただく保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長の菅野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この部会は、昨年11月の第14期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議において設置となりました福祉のまちづくり条例施設整備に関する検討を行う部会ということで設置させていただいております。

本日、第1回目の部会ということで、今期の部会の方向性等を議論していただきたいと考えております。

後ほど、議題（3）で札幌市福祉のまちづくり条例施設整備基準の見直し内容（案）について事務局からご説明させていただきます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場、様々な視点から活発なご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、事務局より、委員の皆様の出席状況についてご報告をさせていただきます。

本日、鈴木委員、橋本委員、細川委員の3名から欠席のご連絡をいただいております。

本会議の委員数は13名のうち、本日、10名の方のご出席をいただいております。

出席数が過半数に達しておりますので、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項の規定によりまして本会議が成立することをご報告させていただきます。

続きまして、今回は部会としての最初の会議となりますので、委員の皆様にご自己紹介を一言お願いできればと思っております。

委員名簿の順番で、浅香委員から、机の前に置いているマイクを使ってご挨拶いただければと思います。

○浅香委員 おはようございます。

札幌市身体障害者福祉協会の浅香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○石橋委員 北海学園大学工学部建築学科の石橋でございます。

専門は建築計画です。どうぞよろしくお願いいたします。

○井元委員 札幌地区バス協会の井元です。よろしくお願いいたします。

○小島委員 札幌市手をつなぐ育成会の小島佳代子と申します。

札幌市手をつなぐ育成会は、知的障がいや発達障がいの人たちとその親を支援する会です。よろしくお願いいたします。

○末永委員 公募委員の末永美津子です。よろしくお願いいたします。

○杉山委員 同じく、公募委員の杉山雄二と申します。

ふだんは、理学療法士として勤務しております。よろしくお願いいたします。

○高棹委員 札幌市社会福祉協議会の高棹でございます。

私どもの団体は、地域での見守り活動やサロンの運営等の推進、地域福祉活動、また、デイサービス事業やホームヘルプ事業等、介護保険事業も担っている団体でございます。

よろしくお願いいたします。

○高野委員 公募委員の高野美里と申します。よろしくお願いいたします。

○立石委員 同じく公募委員の立石光宏と申します。

ふだんは弁護士をしております。よろしくお願いいたします。

○鳥形委員 同じく、公募委員の鳥形です。よろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 委員の皆様、ありがとうございます。

続きまして、事務局の職員をご紹介します。

私の隣は、障がい福祉課事業計画担当係長の布施です。

その隣が事業計画担当係職員の田中です。

また、本日の部会の委員ではございませんが、オブザーバーとしてご参加をいただいております委員の方をご紹介します。

壁際にご着席していただいておりますのは半田委員、小宮委員、高橋めぐみ委員です。

本日の部会の委員ではない方が2名、遅れてくる方がいるかもしれませんが、オブザーバー

として参加をいただく予定になっております。

2. 議 事

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、議題に入らせていただきます。

今回は、最初の部会ということで、部会長と副部会長を決める必要がございます。

部会長が決まるまで、事務局の私が議長を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（菅野企画調整担当課長） では、このまま進めさせていただきます。

まず、最初の議題としまして、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第15条第3項に基づきまして、委員の方の互選により部会長及び副部会長を選出したいと思います。

最初に、部会長につきまして、立候補または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○浅香委員 建築をご専門とする学識者でありまして、福祉のまちづくりに造詣の深い北海学園大学教授の石橋委員にお願いしてはいかがでしょうか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 浅香委員から、部会長に石橋委員を推薦するという意見がございましたが、ほかにご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（菅野企画調整担当課長） では、石橋委員に部会長にご就任いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（菅野企画調整担当課長） ありがとうございます。

副部会長については、福祉のまちづくり条例施行規則に規定はございませんが、部会長を補佐するというので、これまでも副部会長を置かせていただいておりますので、今回も副部会長を置くこととし、部会長と同様に互選によって選出させていただきたいと思います。

副部会長に立候補またはご推薦される方はいらっしゃいませんか。

○石橋部会長 福祉のまちづくりを考える上では、障がいを持っておられる当事者の方のご意見が非常に大事だと思っております。特に、多種多様な身体障がいである方の意見にご精通されておられます身体障害者福祉協会会長の浅香委員に副部会長をお願いしたいと思います。

○事務局（菅野企画調整担当課長） ただいま石橋部会長から、副部会長には浅香委員を推薦するというご意見がございました。

ほかにご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（菅野企画調整担当課長） では、副部会長には浅香委員にご就任いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（菅野企画調整担当課長） ありがとうございます。

では、部会長、副部会長に就任されました石橋委員、浅香委員におかれましては席のご移動をお願いいたします。

〔部会長、副部会長は所定の席に着く〕

○事務局（菅野企画調整担当課長） では、石橋部会長と浅香副部会長に改めてご挨拶をいただければと思います。

石橋部会長からよろしくお願いいたします。

○石橋部会長 皆様、改めましておはようございます。

ただいま部会長を仰せつかりました北海学園大学工学部建築学科の石橋でございます。

先ほど申し上げましたとおり、私の専門は建築計画で、今から議論しようとしている建築の在り方をどうしたらよいのかについて、特に障がい当事者などの様々な方が暮らしやすい公共施設づくりについて研究しております。

今日は議題もたくさんございますので、皆様方には円滑な議事進行にご協力をいただきたい

と思います。

どうかよろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 浅香副部長、よろしくお願いいたします。

○浅香副部長 副部長に推薦をいただきました浅香と申します。

この会議は第6期から続けて務めさせていただいております。今回、石橋部会長の補佐ということで担当させていただきます。

今日は除雪で多分に疲れています。昨日、期日前投票に行ったら、天気がよかったせいもあるのでしょうけれども、並んでいて1時間半ぐらいかかりました。でも、1階から並んでいるところを足が不自由で階段が上れないと言ったら、かみさんを目印にして私はエレベーターで3階まで行ったのですけれども、区役所の方は心のバリアフリーをちゃんとしていただいていたのでうれしかったです。

石橋部会長には、私は口が悪いものですから、暗にストップをかけるような発言をするかもしれないけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、以降の会議の進行につきましては石橋部会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○石橋部会長 マイクをいただきましたので、私が進行を進めさせていただきたいと思います。

皆様、お手元の次第をご覧ください。

続いて、（2）の部会の名称について議論を進めていきたいと思います。

冒頭、事務局からのご案内もございましたけれども、ご発言の際には、発言者と発言内容が分かるようになるべくゆっくりお話ししていただきたいと思います。

11月に開催されました第14期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議におきまして、各部会の名称と審議事項については、事務局案や委員の皆様から出していただいた意見に基づいて各部会で決定することになっておりました。

したがって、まだ（仮称）とついておりますが、部会の名称をここで決めたいと思います。

事務局から、ご説明とご提案をよろしくお願いいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 事務局からは、部会の活動内容が端的に分かるような名称がよろしいのではないかと思いますので、（仮称）を取りまして、福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会という名称を提案させていただきたいと思います。

○石橋部会長 ただいまのご提案について皆様方からご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 それでは、ご提案どおり、部会の名称については福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会としたいと思います。

続いて、議題（3）に進みます。

（3）の札幌市福祉のまちづくり条例施設整備基準の見直し内容についてです。

まず、今期の活動内容について話し合いをしていきたいと思います。

今期の活動につきましては、先ほど皆さんに決めていただいた名称にもありますとおり、福祉のまちづくり条例における施設整備基準について検討することになります。

事務局からご案内がありましたこちらのガイドブックですが、今回初めて見た方もいらっしゃると思います。この冊子は何だろうとお思いの方もいらっしゃると思うので、内容を改めてぱらぱらと見ていただいても結構ですけれども、理解しづらい部分もあるかと思います。

これから、議論の対象となるこの施設整備ガイドブックの概要についてご説明していただき、その上で、今回の施設整備基準やガイドブックの改定方針についてご説明をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） それでは、私から施設整備基準の見直し等についてご説明をさせていただきます。

資料1から資料6までございますが、主に資料1のA4判横長のスライド資料を用いてご説明したいと思います。

なお、冒頭に申し上げたのですけれども、資料の一部に差し替えが出ておりますので、ご了承ください。

まず、福祉のまちづくり条例とはどのようなものかについてです。

障がいのある方や高齢の方を含め、全ての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進し、全ての人に優しいまちとすることを目的として平成10年に制定された条例です。

スライドの2ページをご覧ください。

この条例では、条例の目的や基本的施策、公共的施設等の整備、福祉のまちづくり推進会議に関する事など、福祉のまちづくりに関する大枠を定めておりまして、あまり細かいことまでは定めておりません。

例えば、施設を整備する際の具体的な基準や施設整備の際の手続などにつきましては、条例に紐づく施行規則というもので定めております。そして、特に施設整備基準に関わる事など、施行規則だけでは説明が足りない部分の補足のほか、図などを用いてより分かりやすく解説したり整備基準を上回る望ましい整備について記載して、施設の設計等を行う際の手引としていただくのがお手元の施設整備ガイドブックとなります。

今回の整備基準の見直しでは、施行規則とガイドブックに記載されているスライドの2枚目の資料の赤色の枠の部分を基本的には国基準の改正に合わせて見直したいと考えております。

続いて、スライドの3ページをご覧ください。

議論を進める前に整理しておいたほうがいい内容についてです。

まず初めに、整備の分類ですが、2種類ございます。

まず、整備基準といいますのは、施行規則に定められた施設を建てる際に守らなければならない遵守義務となっている基準のことです。

例えば、建物では、一般の多くの方や障がいのある方、高齢の方などが円滑に通れる通路のことを利用円滑化経路という少し難しい言葉で呼んでいるのですけれども、車椅子の方などでも通りやすいように、段差などがなく、ある程度の幅を確保することが求められます。建物の外につながる出入口の幅については、整備基準では90センチを確保する必要があります。

一方、整備基準のほかに望ましい整備という基準がありまして、こちらは、条例や施行規則で定められているものではなく、法的拘束力はないのですが、配慮することが望ましい、ここまでできるとより使いやすい施設になるという基準です。

望ましい整備では、建物の外につながる出入口の幅を120センチとしておりまして、先ほどの整備基準は90センチとしていますので、それよりも幅が広がっていてより通行しやすくなります。

次に、スライドの4ページをご覧ください。

札幌市福祉のまちづくり条例の基準と国の基準の違いについてです。

国では、バリアフリー法という法律で施設整備の基準を定めておりまして、主に対象となる建築物に違いがございます。

まず、4ページの表の下ですが、国基準では、対象となる建物は延べ床面積が2,000平米以上となっております。2,000平米以上の建物を新たに建てる際などには札幌市においても基準を守らないと建築許可が下りない、建てられないことになっております。

一方、札幌市の福祉のまちづくり条例につきましては、特段、対象となる建物の床面積の規定がなく、小さな建物から大きな建物まで、原則、全て整備基準を守っていただく必要がございます。そのため、小さい建物にそのまま国基準を適用すると厳し過ぎる部分も出てきますので、後ほどの基準に関する説明の中では2,000平米以上を対象とする項目も出てきます。

こちらは整備基準ですから、遵守義務がございますが、仮に守れない部分があったとしても罰則規定はないのが現状です。

また、どのような方が利用する建物が整備対象になるのかにも違いがございます。

国基準では不特定多数の人たちが利用する建物が対象となっているのに対して、札幌市福祉のまちづくり条例では、多数の人たち、つまり、不特定多数と特定多数の両方が対象となります。

分かりにくいかもしれないのですけれども、対象となる施設の例でいいますと、専門的な用

語では特別特定建築物と呼ぶこともあるのですけれども、国の基準では、病院やホテル、飲食店などの不特定多数の方が来る施設に加え、障がいのある方、高齢の方などが使う可能性のある施設も対象となります。

一方、札幌市の福祉のまちづくり条例では、こうした不特定多数の方が来る施設に加えて、事務所、アパートやマンションなどの共同住宅、工場など、基本的には特定の人しか出入りしない建物も整備対象としております。

この点におきましても、札幌市の基準は国基準よりも少し厳しめにつくられているということが言えます。

続いて、スライドの5ページと6ページにつきましては、国基準と札幌市の基準の対象建築物の一覧になりますので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

ここまで、福祉のまちづくり条例の概要等についてご説明してきましたが、ここからは本題に入っていきたいと思います。

スライドの7ページをご覧ください。

改定の背景と目的についてです。

国のバリアフリー法に基づく基準のうち、便所、駐車場、劇場等の客席に関する基準が令和7年6月に改正されたことを受けまして、札幌市の整備基準も見直したいと考えております。

見直しに当たりましては、国の新基準に合わせることに加えまして、これまで、国では義務化されていたのに札幌市では取扱いを明確に定めていなかった項目を国基準に合わせたいと考えております。また、国基準を既に上回っている項目につきましては、基本的に現行の基準を維持するとともに、そのほか必要な部分は微修正を行っていきたいと考えております。

1から3の三つに分類してピンク色、水色、白色で色分けをしております。

続いて、スライドの9ページをご覧ください。

主な見直し内容についてです。

まずは、便所、トイレに関する改定ですが、こちらは車椅子使用者用便所の設置数に関する内容で、整備基準遵守義務の項目です。

ちなみに、便房というのはトイレの個室のことを指しますので、車椅子使用者用便房は一般的な車椅子用トイレとなります。

スライドの9ページの表は、上段が札幌市基準、下段が国基準となっております、左側が現在の状況、右側が改定案となっております。

なお、スライドの右上の四角の8は、資料3の8番目の項目についての説明であることを示しております。

国の旧基準では、車椅子用トイレを建物全体で最低1か所は設置する必要がありましたが、新基準では、原則、各階の1か所以上に設置することになっておりまして、建物全体で見ますと、車椅子用トイレを設置しなければならない数が増えていることが分かるかと思います。

札幌市におきましても、建物全体で最低1か所は車椅子用トイレを設けるという基準を定めていたのですが、今回、国基準に合わせまして原則各階に1か所以上としたいと考えております。

なお、国基準は、遵守義務となるのが延べ床面積2,000平米以上の建物になりますので、札幌市におきましても、2,000平米以上は国基準に合わせて各階に1か所以上、2,000平米未満につきましては、これまでと変わらず、建物全体で1か所以上としたいと考えております。

国では、ワンフロアの面積が1,000平米未満の小規模階は設置数を減らしてもよいという規定のほか、逆に、ワンフロアが10,000平米超えの大規模階につきましてはもっと車椅子用トイレを増やしなさいという例外規定もございますので、札幌市も同様の例外規定を設けたいと思います。

続きまして、スライドの10ページをご覧ください。

こちらも車椅子用トイレに関する内容ですが、こちらは望ましい整備となっております。

国の旧基準では、各階に1か所以上を設けるのが望ましいとされておりまして、先ほどの整備基準と同じ内容となっています。新基準では、お客さんが使う一般的なトイレの中かその近

くに1か所以上、つまり、トイレごとに1か所以上の車椅子用トイレを設けなさいという内容に変わりました。そのため、ワンフロアに2か所のトイレがある場合は車椅子用トイレも2か所に設置することが望ましいということになります。

札幌市も、もともとは各階に1か所以上としていたのですが、先ほどの整備基準の改正と同じく、2,000平米以上の建物については国の基準に合わせることにしまして、2,000平米未満についてはこれまでどおり各階に1か所以上としたいと考えております。

また、今回の国基準の見直しでは、異性による排泄介助や性的マイノリティーの方の利用などに配慮し、男女共用の広めのトイレを設けるのが望ましいということが明記されておりますので、札幌市においても同様の規定を設けたいと考えております。

次に、スライドの11ページをご覧ください。

こちらは、オストメイト用設備に関する内容です。

こちらは整備基準でございます。

まず、オストメイト用設備についてご説明しますが、これは、人工肛門や人工膀胱の方が排泄物をためる袋をお腹につけていらっしやって、その排泄物を処理するための設備となります。オストメイト用設備には、排泄物を流す設備とパウチの洗浄やパウチを取り付けるお腹の部分の皮膚の洗浄などが行えるようにシャワーがついていたりします。

スライドには記載しておりませんが、オストメイト用設備の設置基準につきましては2,000平米以上の建物に1か所以上を設置することになっておりまして、これは国基準も札幌市の基準も同じで変更はございません。

一方、オストメイト用設備があるトイレの案内表示の設置につきまして、国ではもともと遵守義務となっておりましたが、札幌市では遵守義務とはしておりませんので、今回の見直しを機に国基準に合わせたいと考えております。

次に、スライドの12ページをご覧ください。

こちらオストメイト用設備に関する内容で、望ましい整備でございます。

国では、望ましい整備としまして、各階に1か所以上のオストメイト設備を設置するという規定がございましたが、札幌市ではこれまで特に定めていなかったため、2,000平米以上の建物では国に合わせて各階に1か所以上を設置することを望ましい整備に定めたいと思います。

2,000平米未満につきましては、2,000平米以上の建物に1か所以上を設置するという既存の整備基準で定める内容をそのまま望ましい整備として整理したいと考えております。

続いて、スライドの14ページをご覧ください。

劇場等の客席に関する改定についてです。

劇場等における車椅子使用者用客席についての内容で、こちらは整備基準でございます。

固定席のある劇場等には、例えば、映画館のほか、この近くですと札幌市民ホールなどが該当するかと思いますが、そういった劇場等では車椅子のままで見られるスペースを設ける必要がございます。

ただ、設置数につきましては、国ではもともと義務規定がなく、目安として客席総数の0.5%から1%以上を設けることとされておりました。

今回の国基準の改正では、座席数が400以下の場合は2か所以上、401以上の場合は0.5%以上を設けることとされております。

一方、札幌市では、座席数が200以下の場合は2か所以上、201以上の場合は1%以上としておりまして、資料の右側の赤色と青色のグラフをご覧くださいいただければ分かりやすいと思うのですが、札幌市の赤色のグラフが改正後の国基準の青色のグラフを既に上回っている状況です。このため、設置数については変更を行わず、現行基準を維持したいと考えております。

次に、車椅子用のスペースの寸法についてです。

国も札幌市も幅90センチ以上、奥行き120センチ以上としておりましたが、改正後の国基準ではリクライニング式の車椅子に配慮した形で奥行き135センチ以上とされたので、札幌市においても国に合わせて奥行き135センチ以上としたいと考えております。

次に、スライドの15ページをご覧ください。

こちらにも劇場等における車椅子使用者用客席の内容で、望ましい整備についてです。

設置数に関する望ましい整備は、国も札幌市も、もともとはございませんでした。改正後の国基準では、表のとおり望ましい設置数が定められました。

右側のグラフをご覧くださいと思うのですが、客席総数が100席の場合は車椅子用の席が2か所、200席の場合は4か所、400席の場合は6か所と国で定められておりますので、札幌市においても同じ基準を設けたいと考えております。

続きまして、スライドの17ページの駐車場に関する改定についてです。

こちらは、車椅子使用者用駐車施設の設置数についてです。

車椅子使用者用駐車施設は、いわゆる駐車スペース、駐車スペースのことです。

こちらは整備基準になります。

車椅子使用者用の駐車スペースにつきましては、車椅子の方が車から乗り降りする際に、車の横に車椅子を置いたり後ろから乗り降りしたりするために通常よりも広めのスペースを確保した駐車スペースでございます。

この設置数につきまして、国では、もともと駐車場全体で1台分以上を設けるという基準でした。改正後は駐車総数200台以下の場合は2%以上、201台以上の場合は1%プラス2台以上となりました。

札幌市では、もともと100台以下の場合は1台以上、101台以上の場合は1%以上と定めておりましたが、今回は国の新基準に合わせたいと考えております。

右側の新基準の青色のグラフをご覧ください。

こちらでは、駐車総数が100台の場合は2台分、200台の場合は4台分、400台の場合は6台分を設けることになります。

なお、バス専用駐車場やバイク専用駐車場もございまして、そのような駐車場には車椅子使用者用の駐車スペースを設ける必要はありませんので、こちらにも国に合わせて設置を免除する規定を設けたいと考えております。

続きまして、スライドの18ページをご覧ください。

こちらは、車椅子使用者用駐車スペースの設置数の望ましい整備についてです。

旧基準では、国も札幌市も駐車総数200台以下の場合は2%以上、201台以上の場合は1%プラス2台以上で、先ほどご説明した新しい整備基準と同じ内容が定められておりました。これが国基準の改定で駐車総数にかかわらず2%以上となりましたので、札幌市も国に合わせて変更したいと考えております。

続きまして、スライドの20ページをご覧ください。

案内表示に関する改定についてです。

国基準では、エレベーター、エスカレーターの付近には、それらがあることが分かるように案内表示を設けるという義務規定がございます。札幌市ではそれがこれまで定められておりませんでしたので、今回の見直しで案内表示を整備基準として義務化するとともに、望ましい整備として、案内表示が誰でも分かりやすいように日本産業規格、いわゆるJISで定められた図記号を使用することを盛り込みたいと考えております。

続きまして、スライドの22ページをご覧ください。

その他の主な改定内容についてです。

こちらは、車椅子使用者用駐車施設に関する内容で、望ましい整備についてです。

国では、屋外に駐車場を設ける場合は、雨や雪の際の乗り降りに配慮して屋根やひさしを設けることが望ましいとされております。また、屋根やひさしを設ける場合は、大型の車椅子用リフト付きの福祉車両等の車両高さに対応して有効高さ230センチを確保することとされております。

札幌市では、これまで基準としては規定していませんでしたが、過去に札幌市の市有施設のバリアフリーチェックという取組がございまして、これは、施設を新築する際などに障がいのある方や高齢の方などに図面や工事現場を実際に見ていただき、使いにくい部分がないかどうかを確認していただく取組なのですが、過去のバリアフリーチェックで車椅子使用者用の駐車施設への屋根やひさしの設置、駐車場の有効高さの確保についてご意見をいただいた経緯がございますので、国の基準に合わせ、今回新たに望ましい整備として追加をしたいと考

えております。

最後に、スライドの23ページをご覧ください。

こちらは、敷地内の通路・傾斜路（勾配）についてです。

これはガイドブックの解説として記載されているもので、整備基準と望ましい基準の両方に改正内容が適用されるものとなります。

屋外の通路や屋内の廊下に傾斜路、スロープを設ける場合に、傾斜があるということを見ただけで認識しやすくするために、傾斜部分を色分けしたり、スロープの始まりと終わりの部分や曲がり角の部分に150センチ以上の水平部分、踊り場を設けたりする必要がございます。

そのような措置を取らなければならないスロープの角度につきまして、札幌市の福祉のまちづくり条例では、勾配50分の1よりも急なものと定義をしております。

分かりづらいと思うのですが、スライドの23ページの右下に50分の1の勾配の図を記載しております。縮尺は合っていないのですが、イメージとしては100センチ進んで2センチ上がるぐらいの角度になります。

建築用語で水勾配という用語がありまして、屋外で雨水などが流れやすいように意図的に僅かな勾配を設けることなのですけれども、それはおよそ100分の1から50分の1程度の勾配とされております。

50分の1の勾配は、このようなかなり緩やかな角度ですので、場合によっては、そこが傾斜なのかどうか分かりづらいののですけれども、現行の基準では、それよりも急な勾配には色分けなどをする必要がございます。

このような措置をする対象を50分の1を基準にするということにつきまして、施設の設計に携わる方から、厳し過ぎるので、少し緩和したほうがよいのではないか、頑張っただけで条例の基準を守れるように設計をするのだけれども、どうしても最後の最後で傾斜路に関する部分が遵守できない場合があって条例全体を遵守する意欲が下がってしまうというご意見もいただいております。

一方、国では、傾斜路の定義、勾配は明確には示されておりませんが、例えば、高さが16センチを超え、なおかつ、勾配が20分の1より急なスロープには手すりを設けるとされているなど、20分の1という数字がよく出てきてまして、これが一つの基準となっているような面がございます。

このため、傾斜路の勾配の定義を50分の1を超えるものから20分の1を超えるものに変更してはどうか、ご提案をさせていただきまして、皆様のご意見をいただきたいと考えております。

なお、本日は出席されておりませんが、施設のバリアフリー化に造詣が深い福祉のまちづくり推進会議の公共的施設のバリアフリー部会の東委員から、50分の1程度の緩やかな傾斜であっても色分けを行い、傾斜の存在を分かりやすくしたほうがよいのではないかというご意見がありました。

また、視覚障がい当事者である同部会の近藤委員からは、50分の1程度の緩やかな勾配であれば、色分けがなかったとしても歩行に支障はなく、20分の1を基準としても問題ないのではないかというご意見をいただいていることを申し添えます。

改定の主な項目に関するご説明は以上です。

その他、条例の手續に関する事柄のほか、ガイドブックの内容をより分かりやすくするような軽微な修正等を行いたいと考えております。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

○石橋部会長 説明が長かったので、改めて確認したいと思います。

先ほど申し上げました札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブックの中に、今期に皆様方に議論していただく施設整備基準と望ましい整備が記載されております。

資料の2ページにありますとおり、札幌市として一番大事にしないといけないのは福祉のまちづくり条例です。福祉のまちづくり条例で様々な定められている中で、福祉のまちづくり条例施行規則といったものがございまして、その中に具体的に先ほどありました細かい数字的な話や基準、望ましい整備についての話が記載されております。それをさらに詳しく解説したものがこのガイドブックとなります。

今ご説明いただいた内容に即しまして、最終的にはガイドブックの中身を変えることになるのですけれども、内容について検討をしたいというご提案が5点ありました。

1点目が便所について、2点目が劇場等の客席について、3点目が駐車場について、4点目が案内表示について、5点目がその他諸々について議論したいというご提案でした。

まず、ご意見をいただきたいと思います。

○高棹委員 不勉強で申し訳ありません。何点か教えていただきたいです。

まずは、4ページですが、国基準を守らなければ建築不可というのは、建築確認申請のときにチェックしているという話だと思います。札幌市の福祉のまちづくり条例の整備基準は、遵守義務はあるけれども、罰則はないということですが、ここも建築確認申請のときに網をかけて確認をしているという理解でよろしいですか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 福祉のまちづくり条例につきましては、建物を建てる際の建築確認申請の前に書類を出していただき、いわゆる事前協議という手順を取っております。

そこで福祉のまちづくり条例の基準に適合しているかしていないかをチェックし、それを設計者にお戻しした上で確認申請に進んでいただくというプロセスを踏んでおります。

○高棹委員 もう一点、案内表示についても同様のチェックをされているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 案内表示も同様のチェックをしております。

○高棹委員 3点目は、ただの感想のようになって恐縮ですが、23ページの右側に記載のある設計者のモチベーションの低下につながるというお話についてです。

障がいのある方、ご高齢の方がより使いやすい施設をつくるという観点では、こういう声が上がること自体、論点が違わないかなと思いました。ただ一方で、20分の1程度の勾配であればというお話もあったので、実際に利用される方の声を聞きながら判断していく必要があるなと思いました。

○事務局（布施事業計画担当係長） 確かに、使う側から見ると、使いやすい施設をつくっていくことが一番大事だと思うのですが、一方で、施設をつくるときに設計する方々に基準を守っていただくことも必要になってきます。

そのあたりは、私どもの周知が足りない部分もあると思うのですが、施設のクオリティーを維持した上で、基準を守って適合が取れたというような達成みたいな部分で、ある程度、建築、設計する側の方々にもバリアフリー化の意義を認識していただくのも、条例やバリアフリーの周知にとって有効な手段の一つなのかなと認識しております。

こういうご意見も実際にあったものですから、記載させていただきました。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 補足でご説明させていただきます。

ここにどうやって書くか、我々も悩みました。この趣旨としては、守れないから基準を緩やかにすべきだということでは一切ございません。当然、より配慮したほうが良いというご意見もありますが、現在の基準が守られないとなると、法律を守れていない状況にもなりますので、そういった状況がふさわしいかどうかも含め、法基準としてどういう数値で運用していくのが望ましいのか、問題提起として改定案を提案させていただいているところです。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

○高野委員 劇場等の客席に関する改定についてお伺いします。

大和ハウスプレミストドームや北海きたえーる、真駒内セキスイハイムアイスアリーナなどは劇場等に入るのでしょうか、それとも、別の基準があるのか、教えていただきたいです。

○事務局（布施事業計画担当係長） 例えば、大和ハウスプレミストドームなど、固定席がある建物については、この劇場等の基準が適用になりますので、おっしゃった施設は基本的にこの基準が適用になります。

○石橋部会長 今日、追加でお配りいただいた資料を使ってご説明いただいたらいいと思います。

○事務局（布施事業計画担当係長） お配りした別表1という資料をご覧ください。

こちらは、福祉のまちづくり条例の施行規則に定めている何の建物を整備対象とするのかという表です。

1の建築物と書いているところに(1)から(25)までいろいろな施設の種類の種類が書かれていまして、これらが建物を建てる際に福祉のまちづくり条例を守っていただかなければならない施設の一覧になります。

その中で、(3)に劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設とありまして、今回のものは(3)に当てはまると思います。場合によっては、(12)の体育館もありまして、上のほうにアリーナのような固定席の客席が設けられている施設もあると思いますが、そういう施設は先ほどの劇場等の客席の基準が適用になります。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

○杉山委員 今回いただいた資料は、恐らく、高齢者や障がいを持たれている方々、車椅子で移動される方等が対象になってくると思うのですけれども、障がいと一口に言いましても多種多様なものがございます。

私が理学療法士としてふだん関わっている中では、発達障がいと呼ばれる、認知のゆがみといますか、物を見てもぱっと認識できないような方たちもいらっしゃいますので、より認識しやすいものができるといいなと感じました。

○石橋部会長 知的や精神障がいの中の発達障がいに対する配慮をどうしたらいいかについて、ガイドブックに記載されているのですね。簡単に説明していただけますか。

○事務局(布施事業計画担当係長) 様々な特性を持った方がいらっしゃるということで、その方々に対する配慮につきましては、ガイドブックの4ページ、5ページに記載させていただいております。

全ての人に使いやすい建築物を目指すということで、一口に障がいと言いましても、杉山委員がおっしゃったように、様々な特性を持った方がいらっしゃいますし、身体障がい、精神障がい、発達障がい、知的障がいと、いろいろと配慮すべき点がありますので、そのあたりについては、4ページ、5ページに配慮することが望ましいということで考え方を記載しております。

例えば、発達障がいの方に対する配慮ですと、今日の提案の中にもありましたけれども、案内表示の図記号をピクトグラムで分かりやすく表示するほか、光や音などの外部刺激に敏感な方もいらっしゃいますので、最近では、カームダウンスペース、クールダウンスペースを用意するのが望ましいと言われております。

いろいろな方に対する配慮につきましては、このようになっております。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

○浅香副部会長 私は、3年ぐらい前から国土交通省の改訂に関する検討会に中央の団体の役員として参画させていただいておりまして、今日も議論をしているハード的なことやソフト的なことも含めて議論をしてきたところです。

ハード的なことについて私が言った意見は、大体が望ましい基準に入っているのではないかと思います。国の基準は2,000平米以上の建物となっているのですけれども、札幌市はその基準がもともとはなかったのです。今でこそ、まちづくりの地区センターなども新しいものは2,000平米を超えておりますけれども、20年前ぐらいの地区会館などは、悪く言えば一軒家に毛の生えたような大きさが普通だったと思います。そういうところでも、玄関にスロープがなく、中にも入れないというところが多々あったものですから、こういう点は改善していかなければならないということで、札幌市独自の判断として基準を緩和していただきました。

議論の中で多かったのは、トイレの数やオストメイト設備の数のほか、おっしゃったような劇場の関係などもあるのですけれども、映画館やh i t a r uなどの市民ホールに行ったときに、車椅子観覧席が定められている、決まっているのを何とかしてほしいのです。

映画館に行ったら、どこの映画館も一番前の空きスペースに誘導されて、映画を1本見るだけで首が折れそうだという話をしょっちゅう聞いていますし、かなりの方が言っております。また、体育センターやアリーナにしても、車椅子ユーザーがフロアに向かう視線の高さに手すりがあると多々あるので、そういう点も定めてほしいということがありました。

今日の改正案の中には入っていないのですけれども、国の基準としては網羅されてきていると思っていますし、札幌市はそれ以上の整備基準になっているところもありますので、私たち委

員が意見を出し合ってよりよいものに育てていければなと感じています。

○事務局（布施事業計画担当係長） まず、座席が決まってしまうことについてです。

今、国のほうでも座席をできる限り分散して設けるべきだという考え方があります。今回の改定でも、15ページのスライドをご覧くださいと思うのですが、劇場等における車椅子使用者用客席の設置数だけではなく、設置する場合の考え方として、座席数201席以上の場合と限定はされているものの、2か所以上に分散して設ける分散配置という考え方が盛り込まれておりますので、今回、札幌市も国に合わせてこれを盛り込もうかなと考えております。

また、せっかく座ったのに見えづらいというお声もいただいています。現行のガイドブックの137ページに観覧席等に関する基準を記載しているのですが、下半分のところにきちんと席に座ったときに目的のステージなどがきちんと見えるようにサイトラインを確保するという考え方を掲載しております。

私どものほうでこの図も若干変えようと思っていたのですが、手すりが見えないというお声もあるやに聞いていますので、手すりがあったとしても見えるようにするという考え方もきちんと明記しようと考えております。

○石橋部会長 今までの発言に国の話が度々ありました。

ご存じの方もいらっしゃると思うのですが、国の基準は、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準というもので、これをつくるに当たって浅香副部会長も関係されたということです。この中で、バリアフリー法の解説や遵守義務の話や、望ましい整備基準という国の考え方が整理されています。

これは、探すのに苦労されるのかもしれないですが、国土交通省のホームページからただダウンロードできます。ですから、国のガイドラインに目を通していただいたらさらにご理解が深まると思います。

非常にご苦労されてよく検討されていますし、いろいろな事例も載ってまして、読み物としても楽しいと思いますので、ご案内させていただきました。

話が脱線しましたが、ご説明がありましたとおり、札幌市は対象基準が国の基準よりも広く設定されているということについて改めて皆様方にご理解いただけたらと思います。

○立石委員 スライドの14ページの劇場等における車椅子使用者用客席は、もともと札幌市の独自の基準のほうが国の基準よりも厳しいものになっていたとありましたが、この項目について札幌の基準が厳しくなっていたことに何か背景はおありになるのでしょうか。

今回、ほかの項目は国の新しい基準に合わせる形の改正を幾つか想定していると思うのですが、それも超えて、札幌市独自でこの劇場の客席のように上回る基準を今回のタイミングで設定すべきか否かのような議論があり得るのかという問題意識があるので、お伺いいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 劇場の客席に関する整備基準が既に札幌市のほうが上回っている背景についてです。

現行の基準は、少なくとも平成18年には定められているのです。条例自体は平成10年につくられているのですが、その後、改定等がありましたので、少なくとも平成18年にはこの形になっております。ただ、その当時になぜこの基準を設けたのかまでは、当時の資料が残っておりませんので、今、即答することは難しいです。

○浅香副部会長 今のご質問ですが、私の記憶にあるところでは、札幌ドームがすごく関係していると思います。

東京ドームは、車椅子席が12席か18席しかないのですが、札幌ドームは108人分もあるのです。それをつくるときに、4回も5回もヘルメットをかぶせられて現地視察に行ったのですが、多分、108人分のスペースがあったと思います。パーセンテージは頭の中で計算できないのですが、当時のドームにしては格段に数が多いのです。

それが新たに札幌市のまちづくり条例の中で反映されたのかなと記憶していました。

○立石委員 大変勉強になりました。

望ましい整備で札幌市が上回っているのはあり得ると思ったのですが、遵守義務のある整備基準で札幌市が厳しい基準にしているのはそれなりの重きを置いているからなのかなと感じま

したので、ご質問させていただきました。

○石橋部会長 浅香副部会長を含めて、当時の関係者の方のご尽力、また、それを受け止めていいものをつくろうという合意形成があり、それであれば整備基準についてもちゃんと適合させていこうという議論があってこういう形になったのだろうと個人的には理解していますし、誇るべき話だと思います。この精神は大事にしていきたいと思っていますところですよ。

ほかにございませんか。

○小島委員 国に合わせたもので、いいなと思うもの、それから、札幌市独自のものをそのまま残してほしいなと思うものもあります。

これから新しく申請されるものについてはこの基準が生かされるということで、非常にうれしいと思うのですが、先ほど浅香副部会長もおっしゃった既存の建物に関する改定の進み具合が気になるのです。今ある建物の中で、オストメイトのトイレや劇場の客席がどのぐらい改善されるのか、これはとてもいいと思うのですが、進み具合がとても気になります。

これは、このままガイドラインに載って行って、これからの事業所の方たちの参考になると思うので、ぜひぜひ進めて行ってほしいと思っています。

余談ですが、昨日、雪まつりに行きましたら、テレビ塔の中のトイレが男性トイレも女性トイレも非常に混乱していました。観光客も多く、とても人数が多いのに、トイレの数が全然間に合っていなかったですし、いろいろな不備が見られたので、既存の建物の改定はどういうふうに進めるのかなと思いながら聞いていました。

○石橋部会長 今回とは違うかもしれないのですが、既存の建物における不適合な状況にはどう対応しているのか、ご関心があるというお話だったと思います。

外れるかもしれませんが、せっかくの機会ですので、事務局からどういう対応をしているのかについてご紹介いただけないでしょうか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 今日、私どもで説明させていただいたものは、基本的には建物を新しく建てる時や大規模な増築をする場合に守っていただくものでして、既存の建物についてはできる限り守ってくださいという努力義務になっております。

既存の建物については、先ほど申し上げたように、大規模な増築や建て替えなどをしない限りは、手続上、こちらとしても把握できないのです。例えば、どれぐらいトイレが改善されているのかなどのデータはなかなか把握しづらいです。

一番多いのが古くに建てられたバリアフリー化されていない建物ですので、そのような建物につきましては、バリアフリー化の改修をする場合に補助をお出しして取組を促しております。

○石橋部会長 小規模施設に対するバリアフリー化の話はいかがですか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 今申し上げた補助金は、基本的には2,000平米未満の小規模な建物を対象としておりまして、そこに補助をお出しするというものがあります。

また、それとは別に、このガイドブックをつくったのが令和6年でして、そのときに施行規則を一部改正したのですが、500平米未満の小さな建物の場合は、例えば、廊下幅を何センチ確保してくださいなど、面積を取ってしまうような改修は難しいので、小さい建物であればもうちょっと条件を緩和していいよという形につくり変えたのです。

大きい建物はこれまでどおりきちんとバリアフリー化してほしいのですが、小さい建物については少し緩和した形に福祉のまちづくり条例を変えたという経緯がございます。

○石橋部会長 札幌市では、小規模の既存施設に対しても、少しでもいい環境をつくるようにということで補助金で後ろ支えをされているということです。

これは、誰が悪いという話ではないのですが、非常にいい取組なのかなと思う一方で、なかなか知られていないということもひょっとしたらあると思ひまして、せっかくの機会ですので、お話をいただいたところです。

ほかにございませんか。

○井元委員 1点ご確認です。

今、説明を聞きまして、札幌市の場合は国以上の基準ということで非常にいいのではないかと思います。

今、札幌駅前のターミナルが新しくなります。既に計画等は進んでいるのですけれども、このターミナルは新しい基準に基づくことになりますか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 駅前ターミナルにつきましては、建築確認申請がどのタイミングで出されるかによると思います。

今回、国基準まで水準を上げますとご提案させていただいているのですけれども、基準が強化される部分につきましては、例えば、今年の8月ぐらいに今日からこの基準を変えますと、いきなり基準が強化されてしまうと、事業者の皆さんはびっくりされてしまうのです。

ですから、強化する部分に関しては半年から1年ぐらいの経過措置期間を設けて、まず条例が変わりますという周知を行い、そこから実際に基準が運用されることになります。そのタイミングで札幌駅前のターミナルの建設に関する手続がなされるのかなされないのか、そのあたりのスケジュールによってくると思います。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

○末永委員 車椅子用のトイレについて、個数については何個以上が必要だとありました。

最近、テレビなどで、介護をされる方が大きくなってしまった場合、ベビーベッドなどではなく、ちゃんとしたベッドが置かれているトイレが本当にどこにもないというニュースをよく見るのですが、車椅子用トイレとは、どのぐらいまでの想定をしているのでしょうか。

車椅子が回れる幅があるトイレが基準なのか、うまく言えないのですけれども、どのぐらいの対応をしているトイレを車椅子用トイレと言うのかを教えてくださいたいです。

○事務局（布施事業計画担当係長） 車椅子用トイレの基準につきましては、お手元のガイドブックの115ページから117ページ辺りに記載をしております。

117ページの図を見ていただくのがよろしいかと思うのですけれども、車椅子の方で必要なのは、まずはスペースになります。中に入って回転できるような空間で直径150センチの円が内接できるような空間を設けましょとなっております。また、便座に車椅子から移乗するときに手すりが絶対に必要になりますので、便座の両サイドに手すりを設けるほか、具合が悪くなったときの非常用の呼び出し装置、非常ボタンを設置することなどを基準として定めております。

大型のベッドの話も出ていたと思うのですけれども、排せつの介助が必要な大人の方につきましては、ユニバーサルシートなどの大型のベッドを使う必要があるということで、116ページ一番下のその他の設備の望ましい整備のところに、成人等の脱衣等に使う大型ベッド、ユニバーサルシートを設けるのが望ましいということを盛り込んでおります。

○石橋部会長 このあたりは非常にややこしいところですので、今後の議論の中で確認しながら、我々もちゃんと理解しながら考えていきたいと思います。

要するに、何をもって車椅子使用者用便房とするのか、また、117ページの下のところ、床面積2,000平米以上の建築物の例がありますが、その上の便房の例1の図と何が違うのかといったら、折りたたみ大型ベッドがあるかないかなのです。また、洗面器があるかどうかもあります。

ここは、一個一個を確認していただきながら議論をしていきたいと思っております。

○事務局（布施事業計画担当係長） 今、部会長がおっしゃった床面積2,000平米以上の建築物は上の図と何が違うのかですが、先ほど、車椅子トイレ内の空間は直径150センチの円が内接する広さを確保すると申し上げたのですけれども、2,000平米以上の大きな建築物になりますと、180センチ以上の円が内接できるような広い空間を確保することにしております。

これは、2,000平米以上の大きな施設であればトイレの空間も取りやすいので、電動式車椅子が回転できるような計180センチ以上を確保するというふうに基準を変えております。

○石橋部会長 確認です。

下の図の内径に「200cm以上（220cm程度）」とありますけれども、この記述について説明していただけますか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 今、私が申し上げたのは、内接円180センチを内接で

きる空間を確保することなのですけれども、望ましい整備として、便房の広さは220センチ四方程度とするという項目がございまして、その220センチ四方というのが117ページの下の図のところに記載されているものです。

○石橋部会長 括弧の中は望ましい基準を記載しているということですね。

文章だと分かりにくいので、頑張って図に寸法を入れたら、かえって数字が入り組んで分からないという、非常に難しく、悩ましいところです。図だけで見るのではなく、記述も見ていただいて、両方を照らし合わせて見ていただかないと最終的な理解にはならないかと思います。

私も細かいところまで見切れておらず、お恥ずかしいところです。

ほかにございませんか。

○鳥形委員 この会議の趣旨に反するかもしれないのですが、私は、以前、東京に住んでいまして、バリアフリーの一環であるノンステップバスがほとんどだったのです。今、気がついたのですが、なぜ札幌ではノンステップバスがないのでしょうか。雪のせいでしょうか。

バスの専門家がいらっしゃるので、お答えいただければと思います。

○井元委員 事業者ではないので、導入されないことについて、はっきりは分かりません。

私も東京に住んでいたことがあるのですが、進み具合は遅いものの、ノンステップバスは結構入っていると思います。あれは、引き出すのです。普段はしまっています。協会としても、助成をして導入を進めるような取組はしています。

実態としてどの程度かはこの場では分かりませんが、そういう取組を進めて、助成をしながら普及に努めておりますし、実際に毎年購入している事業者もありますので、増えてはいると思います。

○鳥形委員 あちらでは止まった瞬間にスライドして出てくるのですが、札幌ではそういう方がいらっしゃらない場合は出ないということですか。

○井元委員 私の認識では、止まった瞬間ではなく、必要なときに出します。

○鳥形委員 ノンステップバスを見たことがないのですが、走っているのですね。

○井元委員 私はバス協会ですが、事業者ではないので、詳しくはないのですが、見た目は普通のバスと変わらないです。段差がなく、1段のタイプです。そして、必要なときに引き出して乗れるようになっています。

○鳥形委員 あるということですね。

○井元委員 導入はされています。今、普及率はお答えできません。

○石橋部会長 事務局、台数は分かりませんか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 今は分かりません。

○浅香副部会長 私は、公共交通委員会にも入っているものですから、申し上げます。

積雪寒冷地は、もともとノンステップバスも18%ぐらいまで普及したのです。ただ、12月から4月ぐらいまではノンステップバスを導入しても駐車場で使えないという意見が多く出たものですから、札幌などの道内はワンステップバスなのです。

普通のバスだと、足を1段目にかけて、もう一段ぐらしかけるのでしようけれども、乗った先がフラットフロアになっているものがたしか60%弱ぐらいの普及率になっていると思います。どんどん進めてほしいということで、障がい者団体や高齢者団体からもお願いしています。

加えて、東京でしたらユニバーサルデザインタクシーがかなりの普及率ですが、札幌も大きいトランクケースを二つも三つも持ってくる観光客の方が多い昨今ですので、後ろのトランクに積めて、車椅子の方も後ろからすばっと乗れるように、タクシー協会やタクシー会社がどんどん進めています。

ワンステップバスについては、普及目標が札幌市の公共交通審議会でも目標値として定められていますので、近くはないけれども、将来的には100%近くになると感じています。

○石橋部会長 この辺の情報は、今日は即答は無理ということですが、データとしてはちゃんと把握されていますので、もしご関心があれば、問合せをすれば対応していただけたと思います。

浅香副部長、後ほどということでしたが、いかがですか。

○浅香副部長 役所の味方をするわけではないですけども、意見をどんどん言えば、札幌市も耳を傾けてくれていますし、それを実行していただいているのが現実だと思います。

例えば、ささいなことですが、大通11丁目の公衆トイレは、車椅子使用者用のトイレも男女別々にあるのですけれども、ここにトイレがあるということが車を運転したり大通を散歩したりしていても分かりづらいということで、1メートルちょっとぐらいの大きさの男女のピクトグラムにしてもらったのです。そうすると、すごく分かりやすくなりました。

多分、今、雪まつりで来られている方も、真っ白の中であのマークなものですから、トイレがここにあると分かりやすいと思います。大通公園は奇数の丁目に公衆トイレがありますので、次の改修のときにはこういう大きさにしてほしいと要望しています。そうしますという返事はなかったですが、できるだけ善処しますというお話はいただきました。

また、自慢できることは、こういうものをつくるのに、こういう委員会に障がい当事者が全く加わっていないところが今の時代でも十数県ぐらいあるのですが、札幌市は、私たちも含めてどんどん意見を言わせてもらっていますし、それを着実に、一步一步、実現していただいていることです。

毎年、大体一、二冊ぐらいずつ印刷して当事者が参画されていない福祉団体にお送りしています。これには、障がい者の当事者団体が参画しなければならないなどと書いていますので、その点は、私たち当事者団体からすれば力強いと思っています。

ですから、こういう会議ではどんどん意見を言ったほうがいいかと思います。

○石橋部長 経緯については、私よりも副部長のほうがはるかによくご存じなので、お話をいただきました。

こういう場でご意見を言っていたり、素朴な疑問をぶつけていただいたりするのは全然構わないと思いますし、そのために皆様方は集まっています。今のように、事務局のご存じの方にも入っていただいたら、私としても心強いですし、世の中はこういう形になっているということについて知っていただくいい機会だと思います。

話はずれるのですけれども、今後とも、部会の進め方として、積極的にご意見を言っていたらと思うところでは。

私から1点だけよろしいですか。

ささいな点ですが、スライドの9枚目で、「国」の「新」のところに「原則、各階に1以上」とあり、その下に米印でワンフロアの床面積が云々という文言がありますね。札幌市はその上に並びますが、この記載は入ってこないのですか。

○事務局（布施事業計画担当係長） これは、今回の国の基準の改正でワンフロアの床面積が1,000平米未満の小規模階と1万平米超の大規模階に関する規定に例外規定があるということですけども、これも札幌市の今回の見直しに当たって盛り込んでおります。

本来であれば、上にも同じ内容があるべきだったと思います。

資料3の5ページの真ん中にピンク色の塗り潰しで新しいガイドブックの内容（案）というところがありまして、真ん中の囲みにただし以下の場合を除くとして、不特定多数の者が利用する部分の床面積が1,000平米未満の階と1万平米超の階を有する場合と整備基準に盛り込んでおります。

その具体的な内容は何なのかは、6ページをご覧くださいますと、真ん中のピンク色の塗り潰しのところに解説がございます。

床面積が1,000平米未満の階、小規模階を有する場合は、小規模階の床面積の合計が1,000平米以上に達するごとに車椅子用トイレを1以上設けましょう、逆に、床面積が1万平米超の階、大規模階を有する場合は以下の各号のとおりということで、1万平米超から4万平米以下の場合は2か所以上、ワンフロア4万平米超という広大な施設の場合は2,000平米ごとに1か所ずつ追加していきましようといった例外規定を設けております。

○石橋部長 今日の説明で抜けていたということでしたので、ご安心をいただけたらと思います。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 今ご提案いただいた内容を次回以降、具体的に議論していくということでご理解いただけますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 繰り返しますけれども、皆様方にはせっかく部会に入っていただきましたし、国の動きや社会の動きについてもアンテナを立てて勉強していきながら議論を進めていただけたらと思います。

それでは、事務局案のとおり改定を進めるということで検討していきたいと思います。

最後に、（４）その他ですが、何かございませんか。

○高野委員 資料３のナンバー４にある望ましい整備で、ひさしまたはロードヒーティングなどの装置を設置するとあります。ロードヒーティングの境目は段差ができると思うのですけれども、その辺はどういう考えでいらっしゃるのでしょうか。

○石橋部会長 これは、冬季の話ですね。

○事務局（布施事業計画担当係長） こちらは、傾斜路に関する望ましい整備となっていて、斜めになっているスロープにひさしを設けるほか、雪が解けるようにロードヒーティングなどを設けるという望ましい整備の規定です。

雪がスロープに積もってしまうと滑ってしまうので、非常に危険ですし、車椅子の方が登れない可能性もあるということでそういう規定を設けているのですけれども、委員がおっしゃるとおり、ロードヒーティングとの境目には段差ができてしまうかと思います。

もしそういうことになってしまったら、その施設を管理する方の人的対応になってしまうのが現状かと考えております。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

○杉山委員 議論が前段に戻ってしまうかもしれないのですが、この条例は、どれぐらいの時期に完成し、施行になるのか、見通しを教えてください。

○事務局（布施事業計画担当係長） あくまでも現時点の見込みになってしまうのですが、前回、親会議の第１回福祉のまちづくり推進会議で簡単に想定スケジュールをご説明させていただいたように、当初のイメージとしては、今年度２月、３月ぐらいの年度内にこの部会で議論を行っていただき、年度が明けてから、パブリックコメントという形で市民の皆様からもご意見をいただいて、その後、大体７月頃にこの条例施行規則を改正し、その内容を施行するというスケジュールを想定しておりました。

ただ、これは部会の開催のタイミングや議論の状況によっても変わってくると思いますので、若干流動的になることが想定されます。

○石橋部会長 ちなみに、今日、こういう形で議論しましょうということでご了解をいただきまして、内容については大きな疑義は出なかったと理解しておりますが、次の部会はいつ頃になりますか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 今、２月の頭ですので、可能であれば３月中にと思っております。年度末でお忙しい方もいらっしゃるかと思いますが、３月中、あるいは、年度を明けて４月頃で日程調整をさせていただければと考えております。

○石橋部会長 次回に具体的に今日の内容を反映した原案が示されるということです。それを部会でご審議していただき、ご了解をいただけたら、親会議で諮り、最終的には先ほどお話があったように７月頃の施行を目指すというスケジュール感ですね。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 予定していた議題は終了となります。

私はおしゃべりで、お付き合いをいただいた点多々あると思いますが、引き続き、活発なご意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局に進行をお返しします。

３．閉 会

○事務局（菅野企画調整担当課長） 石橋部会長、円滑なご進行をいただきまして、ありがとうございました。

事務局も日々勉強しておりますが、勉強不足のところもございまして、即答できないことも多々あるかと思えます。申し訳ございません。

この改正内容は複雑なこともありますので、ご不明なところがあれば、適宜、事務局までご連絡をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これにて第1回（仮称）福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会を閉会させていただきます。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

以 上